

別表

(3) 医療従事者の確保に関する事業

1 基金事業	2 基準額	3 対象経費	4 補助事業者	5 補助率
特定行為研修事業費補助金	(1) 研修受講補助費用 1人1研修あたり 540千円	(1) 研修受講補助費用 医療機関等で働く看護職が特定行為研修を受講する際に指定研修機関に支出した経費（入学金及び授業料。申請年度の受講期間に係る経費に限る）を当該看護師に補助した費用。	(1) 病院、診療所、看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所（介護保険法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）及び介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設	1/2
	(2) 代替職員確保経費 1人1月あたり 230千円 ※ただし、1研修につき4月を上限とする。	(2) 代替職員確保経費 医療機関等で働く看護職が特定行為研修を受講するにあたり、受講期間を通して1か月以上雇用した代替職員の賃金（申請年度の受講期間の賃金に限る）。	(2) 看護師等の人材確保の促進に関する法律第2条第2項に規定する指定訪問看護事業を行う事業所（介護保険法第71条の規定により開設者が指定居宅サービス事業者とみなされた病院及び診療所を除く。）及び介護保険法第8条第25項に規定する介護保険施設	1/4